

リニア中央新幹線に関連しての要望書

リニアから自然と生活環境を守る沿線住民の会
代表世話人:熊谷 清人、大坪 勇
北林 強

新型コロナ感染拡大の中、飯田市長としてまた南信州広域連合長として、飯田市民と伊那谷地域住民のためのご尽力に感謝致します。

リニア中央新幹線に関連して下記内容を要望致します。

○リニア駅前周辺整備については、リニアの開業時期が具体的明確になった時点で、その実状に合った整備をすること。

○土曾川、新戸川は豪雨で流木、土砂等により災害発生する可能性が高く、河川整備の実施と飯田線の暗渠を大きく作り変えること。

○民法 207 条によれば、土地の所有権は地下に及ぶので、風越山トンネル上部のそれぞれの土地の個別の所有者に対してトンネル掘削の承諾を得るための交渉をすべきで、行わないのは不法行為である。運行の安全を確保するためにもトンネル上部では区分地上権を設定し登記する必要がある。このことを下黒田東地区はじめ風越山トンネルの上部に土地を所有、あるいは居住、事業をおこなう市民に対して注意喚起すること。また、JR 東海に個別の土地所有者と交渉をするよう勧告すること。

○風越山トンネルと同様にシールド工法が行われる首都圏第一トンネルの北品川立坑からの調査掘削が計画通りに進んでいない。また同様の工法の広島高速 5 号線の双葉山トンネルも工事がたびたび中断する事態が生じている。事前の地質調査によりシールド機の構造は決まる。不適合のシールド機では

工事は停滞する。工事の地上への影響回避と速やかな進捗のために工事方法の適否について、第三者的立場の専門家の意見を聞くこと。また検討委員会を設置すること。

○リニア計画に批判的な立場の市民、住民に対しても、市職員は、威圧的になることなく、丁寧な態度で対応されることを望みます。

○以下の点について、JR 東海に要請すること。

- ・ 風越山トンネル上部にあたる上郷黒田地区ほかでは風越山トンネルの本体工事について情報が知らされていない。これらの地区で一般住民参加のトンネル工事についての JR 東海は説明会を開き、丁寧な説明をすること。

- ・ 振動、騒音への対策を実施するとともに、東京、神奈川、愛知などの大深度地下法の適用されるトンネル工事と同様の範囲(JR 東海はトンネル中心直上から両側 47m ずつの範囲としている)で事前の地上部の家屋調査を行うこと。

- ・ 地表面の高さの変化を計測し、周辺を巡回して監視すること。

- ・ シールドマシンの位置やそのほかの工事情報をきめ細かく住民に知らせること。

- ・ 陥没事故、地盤沈下などの被害が生じた場合の責任を明確にして十分な補償をすること。

- ・ 工事方法の適否について、第三的立場の専門家の検討委員会が組織された場合にはその勧告を受け入れること。

- ・最初から全断面掘削ではなく、小径のシールド機で先進坑を掘削し地質状況を確認すること。

- ・東京外環道で東京地裁は気泡剤を使用したシールド機による掘削の中止を命じた。 気泡剤を使用しないこと。

○以上の要望は、リニア計画を支持する立場からも同意を得られるところであると思います。

以上